

入札等監理委員会設置要綱

第 1 趣旨

入札・契約手続等に関する点検や入札制度改善の推進状況を把握し、入札制度改善行動計画（平成 12 年 4 月 27 日決定）の着実な推進を図るため、入札等監理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事務

委員会は、次の事項について調査・検討し、知事に対し、意見の申し出を行う。

- (1) 入札手続等に関する事後点検
- (2) 入札制度改善行動計画の進捗状況の把握

第 3 委員等

- 1 委員会の委員は、8 名以内とする。
- 2 委員は、副知事、総務部長、総合企画部長、総合企画部政策室長及び出納局長並びに入札制度改善に必要な学識経験等を有し、人格、見識等に優れ、公正かつ中立の立場を堅持できる者の中から知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員長は、副知事とする。

第 4 運営

- 1 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故その他の理由によりその職務を行うことができないときは、これを代理する。

第 5 庶務

委員会の庶務は、総務部入札指導監察監が行う。

第 6 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 12 年 6 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 4 月 2 日から施行する。